

京都市告示第 475号

平成16年3月31日京都市告示第469号（平成16年度一般廃棄物処理計画）の全部を、平成17年4月1日から次のように改めます。

平成17年3月31日

京都市長 榊本 頼兼

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第16条の規定に基づき、平成17年度京都市一般廃棄物処理計画を次のように定めます。

平成17年度京都市一般廃棄物処理計画

1 一般廃棄物の処理量の見込み

(1)	ごみ	695,990 t / 年
(2)	犬、猫等の死体及び実験用動物の死体	
	(犬、猫等)	11,540 個 / 年
	(実験用動物)	18 t / 年
(3)	し尿及び浄化槽汚泥	35,200kl / 年

2 一般廃棄物の発生抑制・再資源化の方法

「京都市循環型社会推進基本計画～京のごみ戦略21～」に基づき、次のような取組を進めることにより、一般廃棄物の発生抑制及び再資源化の促進を図る。

(1) 発生抑制の方法

ア 普及啓発活動

市民のごみ減量意識を高めるとともに、自主的な活動を促進するため、広報媒体や啓発冊子、まち美化を語る会、施設見学会、不用品リサイクル情報案内システムの活用等による市民への情報提供等の普及啓発事業の拡充を図る。

イ ごみ減量・リサイクル推進体制

市民・事業者・行政のパートナーシップのもと、ごみ減量を推進していくための組織である「京都市ごみ減量推進会議」及び「地域ごみ減量推進会議」の活動を支援する。

ウ ごみ減量推進員経験者の育成

地域でのごみ減量やリサイクルに関する活動を推進するため、ごみ減量推進員経験者の育成に取り組む。

エ ごみ減量・リサイクル推進店（めぐるくんの店）推奨制度

容器・包装材の減量やリサイクルの推進等に積極的に取り組んでいる小売店を「ごみ減量・リサイクル推進店（めぐるくんの店）」として認定し、その利用を市民に推奨する。

オ 透明袋の推奨及び指定袋制の導入検討

家庭から排出される缶・びん・ペットボトル及び一般廃棄物収集運搬許可業者が収集する事業系一般廃棄物について、京都市ごみ減量推進会議認定の透明袋の使用を推奨する。

また、家庭系一般廃棄物について、指定袋制の導入に向けた検討を進める。

カ 事業系一般廃棄物の減量指導

事業系廃棄物の減量を促進させるため、事業用大規模建築物の所

有者等に対する減量指導を行う。

(2) 再資源化の方法

ア 資源ごみ収集

再資源化を図るため、家庭から排出される缶・びん・ペットボトルの全市収集を継続する。なお、繰り返し使用できるリターナブルびん（生きびん）については、その再使用を促進するための拠点回収制度の運営を行う。

小型金属類については、試行実施を継続するとともに、本格実施に向けて検討及び課題の整理等を行う。

プラスチック製容器包装については、市内全世帯の約1割を対象とした分別収集を継続するとともに、分別収集の将来的な全市拡大に向けた取組を推進する。本年度は、事業実施のあり方を検討したうえ、環境影響調査及び設計等を実施する。

また、紙パック及び使用済み乾電池の拠点回収を促進するとともに、小学校給食用紙パックについても、再資源化をより一層促進する。

イ コミュニティ回収制度の普及促進

町内会等の地域コミュニティが主体となって古紙類、缶、びん等の多様な資源を回収する、コミュニティ回収制度の普及促進を図る。

ウ 破碎処理施設及び焼却施設からの鉄分回収

大型ごみの破碎処理過程において、鉄分を回収する。

エ 秘密書類の再資源化

事業所から排出される秘密書類について、本市、排出業者、回収

業者が連携し、リサイクルシステムを促進する。

オ 民間施設における事業系一般廃棄物の再資源化

事業系一般廃棄物のうち、樹木剪定枝、廃木材及び食品廃棄物など再資源化が可能なものについては、本市内及び周辺地域の民間施設における再資源化の促進を図る。

カ 廃食用油の回収及び燃料化

廃食用油の拠点回収については、専用回収容器の設置等により、日常的な地域住民からの油の受入体制を拡充する。

回収した廃食用油は、燃料化施設において燃料化を行う。

キ 特定家庭用機器廃棄物

特定家庭用機器再商品化法の対象である家電4品目が適正にリサイクルされるよう、構築したシステムを維持するとともに、普及啓発活動を実施する。

ク 家庭用パソコン

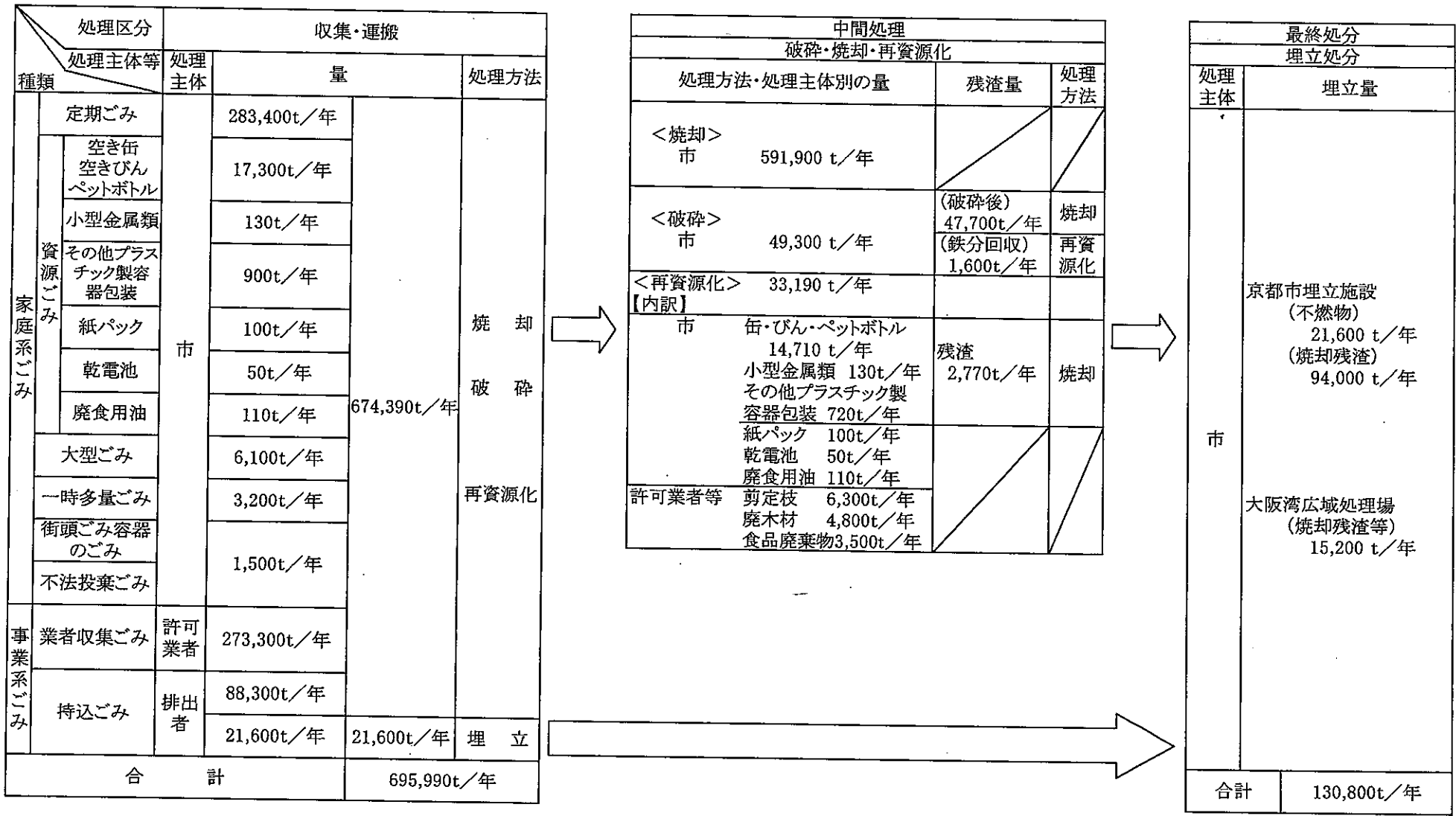
資源有効利用促進法に基づく家庭用パソコンのリサイクル制度について普及啓発活動等を行い、制度の円滑な運営を図る。

3 処理計画

(1) ごみ

ア 収集・運搬、中間処理及び最終処分計画

次の図のとおり。



持込ごみには、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第22条に規定する産業廃棄物を含む。

イ 収集・運搬の概要

(ア) 種類及び収集方法

種 類		概 要	収 集 回 数	収 集 方 法
家 庭 系 ご み	定 期 ご み		週 2 回。ただし，精霊送りの供物及び年末年始は，特別作業の日程による。	ポリ袋による定点・片側・各戸収集。ただし，精霊送りの供物は，容器による供物受納場所からの収集。
	資 源 ご み	缶・びん・ペットボトル	週 1 回。ただし，年末年始は特別作業の日程による。	ポリ袋による定点収集
		小型金属類	月 1 回。ただし，年末年始は特別作業の日程による。	ポリ袋による定点収集
		その他プラスチック製容器包装	週 1 回。ただし，年末年始は特別作業の日程による。	ポリ袋による定点収集（収集対象世帯に限る）
		紙 パ ッ ク	随 時	拠点回収（市内約 290箇所）
		乾 電 池	随 時	拠点回収（市内約 80箇所）
		廃 食 用 油	随 時	拠点回収（市内約 860箇所）
		大 型 ご み	申込みによりそのつど	各 戸 収 集
	一 時 多 量 ご み	申込みによりそのつど	各 戸 収 集	
	街 頭 ご み 容 器 の ご み	随 時	街頭ごみ容器からの収集	
	不 法 投 棄 ご み	随 時	不法投棄箇所からの収集	
事 業 系 ご み	業 者 収 集 ご み	/		
	持 込 ご み	/		

(イ) 収集しない一般廃棄物

区 分	品 目 の 例 示
有害な物質を含む一般廃棄物	自動車用鉛蓄電池，二輪自動車用鉛蓄電池，ニカド電池，ボタン型乾電池，PCB使用部品，劇薬・毒物などの薬

	品類，農薬の入った容器，使用済み注射針・注射器等
著しい悪臭を発生させる一般廃棄物	汚物の付着した紙おむつ，汚泥，腐敗した動植物性残渣等
一般廃棄物に従事する者に危険を及ぼすおそれがある一般廃棄物	ガスボンベ，スプレー缶，消化器，石油類の入った容器，塗料や溶剤の入った容器，多量のマッチ，ガラス，刃物，剃刀，串等
体積又は重量が著しく大きい一般廃棄物	自動車，オートバイ，原動機付自転車，ピアノ，タイヤ，耐火金庫（50 cm角以上），大型モーター，ドラム缶等

（ただし，排出の方法によっては収集が可能となる一般廃棄物もあるため，その排出方法については，事前に環境局又はまち美化事務所の指示に従うこと。）

ウ 中間処理施設の概要

(ア) 再資源化施設

施設名称	対象品目	処理能力	所在地
京都市横大路学園	スチール缶，アルミ缶，ガラスびん，ペットボトル	15 t / 日	京都市伏見区横大路千両松町277番地
京都市南部資源リサイクルセンター	同上	60 t / 日	京都市伏見区横大路千両松町447番地
京都市廃食用油燃料化施設	廃食用油	5,000 ㍓ / 日	京都市伏見区横大路千両松町447番地
J A 京都中央コンポステーション	樹木剪定枝	18.5 t / 日 (破碎及び堆肥化)	京都市左京区静市静原町1092番地の2
ヨードクリーン	同上	40 t / 日 (破碎) 10.8 t / 日 (堆肥)	京都市西京区榎原秤谷39番地の1他合地
木材開発	木くず	200 t / 日	京都市伏見区横大路千両松町45-1-2
伏見クリエイト	同上	93 t / 日	京都市伏見区久我西出町4番地の38

京都有機質資源	食品廃棄物	126 t / 日	長岡京市神足落述1 番 他3筆
カンポリサイクル ルプラザ	同 上	25 t / 日	京都府船井郡園部町 高屋西谷51番地2

(イ) 破砕施設

施設名称	形式	処理能力	所在地
東北部クリーンセンター破砕施設	せん断式	80 t / 6時間	京都市左京区静 市市原町133 9番地
東部クリーンセンター破砕施設	衝撃・せん断併用回転式	120 t / 6時間	京都市伏見区石 田西ノ坪2番地 の18
	せん断式	96 t / 6時間	
南部クリーンセンター破砕施設	衝撃・せん断併用回転式	240 t / 6時間	京都市伏見区横 大路八反田29 番地

(ウ) 焼却施設

施設名称	形式	処理能力	所在地
東北部クリーンセンター	全連続燃 焼式	700 t / 日	京都市左京区静 市市原町1339番地
東部クリーンセンター		600 t / 日	京都市伏見区石 田西ノ坪2番地 の18
南部クリーンセンター第一工場		600 t / 日	京都市伏見区横 大路八反田29番地
南部クリーンセンター第二工場		600 t / 日	

(エ) その他

施設名称	余熱利用
東北部クリーンセンター	所内給湯, 暖房, 発電設備 (15,000kw×1)
東部クリーンセンター	所内給湯, 冷暖房, 発電設備 (4,000kw×2), 温水プール, 老人保養センター, 図書館, 下水処理場
南部クリーンセンター第一工場	所内給湯, 暖房, 発電設備 (8,000kw×1), 体育館
南部クリーンセンター第二工場	所内給湯, 暖房

エ 最終処分地の概要

施設名称	全体面積	埋立面積	全体容量	所在地
東部山間埋立処分地（エコランド音羽の杜）	1,560,000 m ²	240,000 m ²	4,500,000 m ³	京都市山科区 小野御所ノ内 町～伏見区醍 醐陀羅谷 他
大阪湾広域処理場（京都市割当分）			129,000 m ³	大阪湾神戸沖

オ 直接搬入する場合の受入施設

ごみ種別	施設名称	対象区域	受入時間	備考
可燃ごみ	東北部クリーンセンター	全区	午前9時から午後1時45分まで 及び午後1時から午後4時30分まで	17年度の受入期間は17年4月1日から18年3月31日まで（土曜日、日曜日及び年末年始休業日等を除く）
	東部クリーンセンター	山科区及び伏見区醍醐管内から排出されるごみ		
	南部クリーンセンター	全区		
不燃ごみ	東部山間埋立処分地	全区	午前9時から午後4時まで（祝日を除いて昼休みも受入）	

（直接搬入する場合は、可燃ごみ、不燃ごみのうち大型のもの及び不燃ごみに区分して、それぞれ別個に処理施設に搬入すること。東北部クリーンセンターは、事前に電話による申込みを行うこと。）

カ 本市が設置する一般廃棄物処理施設の受入基準

施設	受入基準（搬入してはいけない廃棄物）
全施設	本市の区域外において生じた廃棄物
	特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物
	条例第22条に規定する産業廃棄物以外の産業廃棄物
焼却施設	可燃物でない廃棄物
	有害な物質を含むこと、著しい悪臭を発生させること、爆発又は引火のおそれがあること、体積又は重量が著しく大きいこと等により本市の実施する一般廃棄物の処理に著しい支障を及ぼすおそれがある廃棄物

破 碎 施 設	有害な物質を含むこと、著しい悪臭を発生させること、爆発又は引火のおそれがあること、体積又は重量が著しく大きいこと等により本市の実施する一般廃棄物の処理に著しい支障を及ぼすおそれがある廃棄物
最 終 処 分 地	不燃物でない廃棄物
	有害な物質を含むこと、著しい悪臭を発生させること、爆発又は引火のおそれがあること、容易に飛散し、又は流出すること等により本市の実施する一般廃棄物の処理に著しい支障を及ぼすおそれがある廃棄物

(2) 犬、猫等の死体

ア 収集・運搬、中間処理及び最終処分計画

処 理 区 分 処 理 主 体 種 類	収 集 ・ 運 搬		中 間 処 理			最 終 処 分	
	収 集 主 体	収 集 運 搬 量	処 理 主 体	焼 却		埋 立 処 分	
搬 入 量				残 渣 量	処 理 主 体	処 理 量	
犬、猫等の死体	市	11,540 個 / 年	市中央斎場	11,540 個 / 年	20 t / 年	市	20 t / 年
実験用動物の死体	許可業者	17 t / 年	岐阜県平田町(*1)	17 t / 年	0.6 t / 年	三重県上野市(*3)	0.1 t / 年(*4)
		0.5 t / 年	兵庫県猪名川町(*2)	0.5 t / 年	0.05 t / 年	大阪湾処理場	0.05 t / 年

(*1)岐阜県平田町による許可業者

(*2)兵庫県猪名川町による許可業者

(*3)三重県上野市による許可業者

(*4)残渣量のうち再資源化量を除いた量

イ 収集・運搬の概要

種 類	概 要	収 集 回 数	収 集 の 方 法
犬、猫等の死体		申込みによりそのつど	各 戸 収 集
実験用動物の死体		申込みによりそのつど	各 戸 収 集

ウ 施設の概要

施設名称	形式	処理能力	所在地
中央斎場動物炉	バッチ式	4 t / 日	京都市山科区上花山旭山町19番地の3
岐阜県平田町 (株)美濃ラボ動物汚物焼却炉	固定式	3 t / 日	岐阜県海津郡平田町今尾1195番地の1
兵庫県猪名川町 (株)猪名川動物霊園	バッチ式	1.9 t / 日	兵庫県川辺郡猪名川町清水字前谷51番地2

(3) 本市に設置される特定家庭用再商品化法第17条に規定する指定引取場所

グループ別	住所等
Aグループ	京都市伏見区横大路六反畑57-4 (嶋崎運送株式会社)
	京都市南区吉祥院石原堂ノ後町43 (美山運輸株式会社)
Bグループ	京都市南区上鳥羽城ヶ前町57-63 (日本通運(株)京都支店洛南物流センター)

(4) し尿及び浄化槽汚泥

ア 収集・運搬及び処理計画

処理区分 処理主体等 種類	収集・運搬			処理	
	処理主体	量	対象世帯数	処理方法	量
し尿	市	21,200 k1/年	8,517世帯	下水道投入	21,200 k1/年
浄化槽汚泥	許可業者	14,000 k1/年	2,592世帯	下水道投入	14,000 k1/年

イ 収集・運搬の概要

種類	概要	収集回数	収集の方法
し尿		概ね月2回	各戸収集
浄化槽汚泥			

(し尿収集において、し尿収集車による作業が不可能な場所については収集は行わない。)

下水処理区域となって3年を経過した地区において、し尿収集回数を概ね20日ごととする。)

ウ 施設の概要

施設名称	形式	処理能力	所在地
生活環境事務 所内	下水道投入 方式	1,250k1 ／日	京都市南区西九条森本町8.3 番地

(環境局環境政策部循環型社会推進課)